

## あわら市監査委員告示 第3号

地方自治法第199条第1項及び第2項、第4項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和8年3月24日

あわら市監査委員 杉 本 一  
あわら市監査委員 北 島 登

### 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の期間 令和7年11月28日から令和8年2月5日まで
- 3 監査の対象
  - 総務部（総務課、危機管理課、財政課、監理課）
  - 創造戦略部（政策広報課、市民協働課）
  - 市民生活部（市民課、税務課、生活環境課）
  - 健康福祉部（福祉課、子育て支援課、健康長寿課）
  - 経済産業部（農林水産課、商工労働課、観光振興課）
  - 土木部（建設課、上下水道課）
  - 教育委員会（教育総務課、学校給食センター、文化学習課、公民館、  
図書館、郷土歴史資料館、スポーツ課）
  - 会計課
  - 議会事務局
  - 監査委員事務局
- 4 監査の範囲
  - 令和7年度の所管事務全般を監査の対象とした。また、一部については、  
令和6年度の状況を監査の対象とした。

## 5 監査の方法

監査調書、及びその他の関係書類等の提出を求め、それらの内容や支出入全般について、財務会計システム内での調査や担当者への聞き取り確認を行い、財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き監査を実施した。

### (1) 監査調書

(様式1) 職員等の状況及び事務分担表

(様式2) 主要事業等状況調

(様式3) 委託料調

(様式4) 工事請負費調

(様式5) 備品購入費調

(様式6) 補助金調

### (2) その他

各調書内容の関係書類、事業簿冊等

## 6 監査の結果

監査の結果、改善又は検討すべき事案が多々認められたため指摘事項又は意見として記載する。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、指示や助言を行うとともに改善を求めたところであり、次の監査時において改善状況を確認する。

### 《 指摘事項 》

#### (1) 助成金交付申請の失念について

スポーツ振興くじ助成金（地方公共団体スポーツ活動助成）については、例年、交付申請手続きを行って助成を受け、あわら市トリムマラソン及びあわらカップカヌーポロ大会の事業費に充てている。しかし、令和7年度の当該助成金については、所管課が申請漏れに気付いた時点で申請期限は既に過ぎており、本来得られるはずだった助成金（見込 2,259,000 円）は確保出来ず一般財源での対応となった。

助成金や補助金等の交付申請の失念（申請漏れ）は、財源確保の機会喪失であり、財政的な損失である。

今回の不適切な事務処理について、助成金の申請漏れに至った経緯を取りまとめ、課題及び問題点を洗い出して十分に検証し、複数でのチェック体制の構築等の再発防止を速やかに講じるとともに、同様のことが二度と発生しないよう全ての部署において情報の共有を図っていただきたい。

【教育委員会 スポーツ課】

## (2) 市主催のイベント開催におけるリスク管理について

令和7年度あわら市トリムマラソンは、賠償責任保険等に未加入の状態で見実施されていた。この原因は、賠償責任保険への加入手続きを失念していたことにある。

マラソン大会は、参加者の怪我、観客との接触事故等や大会運営に係る従事者の怪我や事故といった様々なリスクを伴うイベントである。事故が発生した場合、損害賠償金の全額をあわら市が支払う必要が生じ多額の財政負担が生じかねない。今回の不適切な事務処理に至った経緯をまとめ、再発防止策を講じられたい。

【教育委員会 スポーツ課】

## (3) 現金等の取扱いについて

郵送による各種証明書の交付請求にかかる手数料（定額小為替）が、2ヶ月以上にわたって換金処理されていない状況であった。

これは公金管理の適正を欠く不適切な事務処理といえる。

使用料や手数料を現金等で取扱う場合の、部署内でのルールを確認・周知徹底し、適正な現金管理と速やかな入金処理を行っていただきたい。

【市民課】

## (4) 補助事業（市単独補助）の執行について

補助事業の一部において、交付申請や完了実績報告書の提出が期限超過している等、あわら市補助金交付要綱及び同要綱別表に基づく手続き・処理がされていないものや、提出書類の不備・不足があり実績内容が十分確認できないにもかかわらず、補助額を確定して支出している処理が見受けられた。

補助金交付要綱等に基づく公正・公平な補助事業の執行と、事業主体に対する適切な指導等を行っていただきたい。

また、精算処理にあたっては、団体の大小や金額の多少にかかわらず、補助金の活用により得られた成果や効果の検証、事業評価を行い、公益上の必要性について絶えず検討し見直しを行っていただきたい。

【各課共通】

## (5) 指定管理施設における目的外使用許可について

指定管理施設における目的外使用について、所管課による許可がなされていない事案が確認された。

行政財産の目的外使用許可は地方自治体が行う行政処分であることから、今後は、所管課において適切に許可手続きを行っていただきたい。

【各課共通】

## (6) 所管課職員による外部団体の会計について

あわら市から補助金を受けている外部団体の会計を所管課職員が直接担当している実態が認められ、さらに、その会計管理が適切に行われていなかった。

これは、所管課職員が「補助金の交付申請・受入れ」「支払処理」「証憑書類の作成」「現金の取扱い」を行っていることになり、不適切な状況と言わざるを得ない。また、補助金を受けている外部団体の会計に対し、所管課にはその執行を適切に指導監督する義務があるが、職員自らが会計を担っていることで牽制効果が機能し難い状況になっている。

本来、団体の会計は団体自らが自立して行うべきであることから、所管課による適切なモニタリング体制だけでなく、やむを得ず外部団体の会計を行っている場合の、所管課内における適切かつ十分な処理体制の構築も検討していただきたい。

【各課共通】

## (7) 財務事務処理に係る軽微な誤りや手続・処理の不備

事務処理上の「軽微な誤り」や「基本的な手続きの不備」が多数見受けられたので、その原因の検証、再発防止の改善策を検討・実行して事務の改善に努められたい。

定期監査で見受けられた軽微な不備については次のとおり。

### ①収入・支出の起票タイミングと決裁、完結処理

起票の漏れ、失念、遅延

調定額が確定していない（調定の決裁未完了）状態での収納、納金

事後に日付を遡った支出負担行為の起票

概算払、及び資金前渡による支払の精算処理の失念

支出額や内容に応じた決裁ルートでの誤り

### ②起票の添付書類等

関係書類の添付漏れ

契約・請書の締結、履行確認、請求、支払等の一連の手続きや処理における日付の矛盾

請求日の記入漏れや誤り

支払遅延回避のためと思われる請求日の修正

契約期間が無効である契約書の添付

### ③備品等の資産管理

あわら市財産管理規則に基づく備品管理システムでの管理不備、失念

（受入・廃棄・所管替え等）

【各課共通】

## 7 まとめ

今回の監査では、助成金交付申請の漏れ、保険加入手続の失念、適正性を欠く現金等の取扱い、外部団体会計への一部不適切な関与等、重大な指摘事項のほか、財務事務処理に係る軽微な誤りや手続・処理の不備も依然として見受けられた。

これらは、法令または要綱・内部規程に定める手続が遵守されていないことが原因であり、法令遵守（コンプライアンス）及び内部統制の観点から改善が求められる。

行政運営に対する住民の信頼確保には、法令遵守及び内部統制の強化が不可欠であることから、全ての部局において今回の指摘事項を真摯に受け止め、同様の事案が発生しないための継続的な防止策を構築いただくことにより、行政運営の適正化に向けた取組が着実に進展することを期待する。